

# 文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

## 1 日 時

平成30年3月26日（月） 午後1時57分から  
午後3時59分まで

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席した委員の氏名

元吉俊博、吉富英三郎、森誠一、駕海豊、阿部英仁、藤田正道、馬場林

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

大友栄二、木田昇、小嶋秀行、平岩純子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 太刀川浩一 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第51号議案及び第52号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第19号議案及び第22号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することをいずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 香川県との共同運航実習船の船名等について、県立高校の推薦入学者選抜の見直しについて、平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果及び平成29年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介  
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

# 文教警察委員会次第

日時：平成30年3月26日（月）14：00～

場所：第2委員会室

## 1 開 会

## 2 警察本部関係

14：00～15：00

### (1) 合い議案件の審査

第 19号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

第 22号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

### (2) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 52号議案 大分県迷惑行為防止条例の一部改正について

### (3) その他

## 3 教育委員会関係

15：00～16：30

### (1) 付託案件の審査

第 1号議案 平成30年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）

第 51号議案 平成30年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について

### (2) 諸般の報告

①香川県との共同運航実習船の船名等について

②県立高校の推薦入学者選抜の見直しについて

③平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果及び平成29年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について

### (3) その他

## 4 協議事項

16：30～16：40

### (1) その他

## 5 閉 会

## 会議の概要及び結果

**元吉委員長** ただいまから、文教警察委員会を開きます。

なお、審査の都合上、予算特別委員会の分科会も兼ねておりますので御了承願います。

本日は、委員外議員として大友議員、木田議員、小嶋議員、平岩議員に出席いただいております。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

審査に入る前に、警察本部から発言の申出がありますので、これを許します。

**太刀川警察本部長** 元吉委員長をはじめ、文教警察委員、それから委員外議員の皆さまには、平素から、特にこの1年は警察行政万般にわたって御懇篤なる御指導を賜っておりまして、誠にありがとうございます。

今日は、文教警察委員会の今年度最後の日ということでございまして、執行部側から多数の議題について御説明をさせていただく予定としております。時間も限られている中で、誠に恐縮ではございますが、冒頭発言をする機会をお許しいただきましたこと、お礼を申し上げます。

それは、前回この委員会でも少し申し上げました警察官による盗撮等の行為の事案のことでございます。その後、我々において調査、捜査を尽くしましたところ、この盗撮のほかに窃盗、それから異性との不適切交際、こういったことも明らかになりました。証拠も整ったところでございますので、先週、刑事事件としては検察庁に送付をし、それから、免職の行政処分も実施しております。その事案概要、それから処分結果については、後ほど警務部長から御説明をいたします。

本件については、警察官としての適格性を著しく欠いた極めて恥ずべき行為でございまして、迷惑行為の被害者、それから県民の皆さまに深

くおわびを申し上げますとともに、文教警察委員の、それから委員外の議員の皆さまにも、この間多大なる御憂慮をいただいておりますこと、誠に心苦しく存じております。

この上は、県警察職員一丸となって職務に精励し仕事で成果を上げ、県民の皆さまからの負託に応えて、その信頼を回復していくよう全力を尽くしてまいりますので、今後とも御指導賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**加門警務部長** 私から、事案概要と処分結果につきまして御説明いたします。

本年1月上旬、大分市内の商業施設において、スマートフォンでスカート内を盗撮したことが発覚いたしました臼杵津久見警察署の30歳代の巡査部長について捜査、調査を行いました。

その結果、本盗撮事案を含む女性3名に対し、スマートフォンでスカート内を盗撮していたこと、平成28年11月上旬及び平成29年10月中旬の2回、臼杵津久見警察署内において、主にアダルト動画が記録されたCD-R等の記録媒体、これは刑事手続上は不要なもので廃棄予定のものでございましたが、これを廃棄することなく持ち帰ることで窃取をしていたこと、既婚者でありながら不適切な異性交際をしていたことが判明いたしました。

県警は、当該警察官1名を免職の懲戒処分するとともに、大分県迷惑行為防止条例違反と窃盗の事実で大分地方検察庁に送致いたしました。また、監督者である臼杵津久見警察署長など上司4名について、本部長から注意するなどの措置を行いました。

**元吉委員長** この件について、質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に質疑はないんですけども、本当に警察業務そのものは非常に成績がいい状況の中で、こういう不祥事が連続して行われると

ということで大変憂慮いたしておりますし、早く県民の信頼も回復していただきたいと思っております。

大きな組織でございますし、公務員の中でも、特に警察官には県民の目も厳しいし、また模範たる立場だということで、確かに他の職務に比べてストレスが非常にたまるという事実もあろうかと思っておりますけれども、ここは本部長をはじめ幹部の皆さん方、また出先の署の機関、本当に一丸となって不祥事の撲滅に全力をあげていただきたいと強く要望しておきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案3件及び総務企画委員会から合議のありました議案2件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査を行います。

まず、総務企画委員会から合議のあった第19号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

**加門警務部長** 第19号議案職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

文教警察委員会説明資料の1ページをお開き願います。

まず、1の改正理由についてであります。

職員の特殊勤務手当については国や各県との均衡を考慮して条例で定めておりますが、国が東日本大震災のような特定大規模災害や原子力災害に対処するための職員の特殊勤務手当の特例を新設したことから、本県においても国に準じて同様の特例を新たに定めるものであります。

次に、2の改正内容についてであります。

まず、(1)の東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設の、①特定大規模災害に対処するための手当加算の新設についてであります。

①の下の表の左側にありますように、現行制度では、知事部局の職員が、重大な災害が発生した場合等において、巡回監視や応急作業等を行った場合や警察職員が遭難者等の捜索救助作

業を行った場合は特殊勤務手当が支給されております。

今回の改正では、表の右側にありますように、東日本大震災のような著しく異常かつ激甚な特定大規模災害が発生した場合においては、災害応急作業等や捜索救助作業に引き続き5日以上従事した場合は、手当額の100分の100以内の額を加算できることとするものです。

次に、②の原子力災害に対処するための特殊勤務手当の特例の新設についてであります。

原子力事業所において原子力災害が発生した場合に、職員が当該事業所の敷地内又は警戒区域や帰還困難区域等の一定の区域内で作業を行った場合に、特殊勤務手当を支給することとするものです。

②の下の表にありますように、原子力災害が発生した原子力事業所の敷地内のうち、原子炉建屋内での作業にあつては4万円以内、それ以外の場所での作業にあつては2万円以内、一定の区域内での作業にあつては1万円以内を支給することとしております。

次に、(2)のその他の規定の整備についてであります。

東日本大震災に対処するための警察職員の特殊勤務手当について、福島第一原発事故に係る区域の見直しにより、支給対象区域となっていた警戒区域や計画的避難区域の設定がなくなったこと等に伴う規定の整備を行うものです。

最後に、3の施行期日については、規定の整備を除き平成30年4月1日から施行したいと考えております。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決

すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

次に、同じく総務企画委員会から合議のあった第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警察本部関係部分について執行部の説明を求めます。

**渡邊交通部長** 第22号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、交通部関係について御説明いたします。

最初に、運転免許関係事務手数料の改正について御説明いたします。

4月1日から、道路交通法施行令に定める、運転免許等に関する手数料金額の標準が改定されることに伴い、条例に定める運転免許関係事務手数料について所要の改正を行うものです。

法令で定める金額の標準につきましては、3年ごとに見直しを行っており、平成29年度が見直し年度にあたります。

手数料の標準額につきましては、昨年4月に警察庁が標準額算定のための全国調査を実施し、その内容を踏まえて項目ごとに標準額を決定しているもので、手数料の額は全国统一価格となっています。

それでは、文教警察委員会説明資料の2ページをお開きください。

今回の改正では、試験、検査、交付、更新及び講習に係る運転免許関係事務手数料155項目のうち、全体の約4割にあたる61項目について増額、約3割にあたる44項目について減額の見直しとなっております。

続きまして、自動車運転代行業関係事務及び放置駐車対策関係事務に係る手数料の改正について御説明いたします。

説明資料の10ページをお開きください。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める手数料金額の標準が改定されることに伴い、条例に定める同事務手数料について所要の改正を行うものです。

自動車運転代行業関係の2項目及び放置駐車対策関係事務の1項目については、いずれも減額の見直しとなっております。

**江熊生活安全部長** 引き続き、第22号議案大

分県使用料及び手数料条例の一部改正についての生活安全部関係について御説明させていただきます。

お手元の文教警察委員会説明資料11ページ、大分県使用料及び手数料条例改正一覧表をお開きください。

交通部長の説明と同様に、見直しが行われた政令の標準額に準じて大分県使用料及び手数料条例の改正を行うものです。

資料にありますように、生活安全部関係で手数料が改正されるのは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律など7法律、13事務に関するものです。

増額となる事務が、真ん中あたりに記載の核汚染物質の運搬証明書の書換え、その下の国内で開催される国際規模の射撃大会に参加する外国人に対する銃砲の許可で同時に2丁目以降の許可申請、一番下の探偵業法の二つ、探偵業の届出があったことを証する書面の交付、探偵業の届出があったことを証する書面の再交付の四つで、ほかは減額となります。

増額となる事務については、それぞれの関係機関への照会及び審査に要する所要時間が増加していること等を要因としています。

改正概要は以上のとおりですが、施行期日につきましては、政令の施行日にあわせて4月1日にしたいと考えおりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**阿部委員** 10ページにある放置駐車対策関係事務の駐車監視員資格者証について、初めて聞くのでちょっと説明してもらえますか。

**渡邊交通部長** 今、駐車監視員制度ということで、放置駐車に関しては民間委託をしております。実際にその駐車違反標章という事務を取り扱う者は資格が必要になっておりまして、その資格の認定を行う手数料ということになります。

**阿部委員** 放置車両とはちょっと違うんですか。放置車両を取締る監視員はおるんですか。

**渡邊交通指導課長** 平成18年の法改正で、いわゆる放置駐車車両に対する取締りにつきまし

ては、民間委託を行うことになりました。

大分県につきましては、大分中央警察署管内のみで、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務も委託しております。

今回のあれは、駐車監視員資格者証を交付しますが、その再交付の手数料が減額になると。

**阿部委員** 例えば、再交付するために1,800円は誰が出すんですか。民間の委託された方が出すの。

**渡邊交通指導課長** そうです。今、駐車監視員は6名おります。資格を受けた者は110名ほど県内におるんですけど、その者が講習手数料を。

**阿部委員** なぜこれを聞いたかと言うと、私は大分市なんです。最近は何も見ないんですけど、大分川だとか、ああいう河川敷に放置車両が結構あったんですよ。かつてはそういうところとか、団地の空き地だとか、駐車場とか、多分ナンバーは付いていると思うんですけど所有者が分からないということも随分あり、この対策に非常に頭を悩ませたときがあるんです。今は余り大分市内でも聞きませんか、放置車両というのは。

**渡邊交通指導課長** 放置車両という意味は、いわゆる駐車違反車両なんですね。運転手が車を離れ直ちに運転できない状態、それを放置車両と。ですから、単純にナンバーがないとかじゃなく、どこかその辺の駐車違反同様に運転者がいない車両、いわゆる駐車違反車両を放置駐車と呼んでいるんですが、その取締りを監視員が中央警察署管内の一部で行っております。

その他の地域は警察官が取締りを行っております。

**阿部委員** 意味合いが違うわけですね。ナンバーのない車とは違うと。

**渡邊交通指導課長** 中央署管内の中心部だけで、その他は警察官が放置車両と言いますか、駐車違反車両は取締りを行っております。

**阿部委員** その事例があったときは、また聞かせていただきます。

**元吉委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに決定いたしました。

以上で、合議案件の審査を終わります。

続いて、付託案件の審査を行います。

第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち警察本部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**加門警務部長** 第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち警察本部関係につきまして御説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の13ページをお開きください。

第9款警察費の総額は274億9,356万2千円でございます。

項別では、第1項警察管理費が262億2,060万2千円、第2項警察活動費が12億7,296万円でございます。

先般の予算特別委員会では、創生前進枠事業及び主要事業等について本部長から御説明申し上げましたので、それ以外の主な事業について御説明いたします。

別冊の平成30年度予算に関する説明書の425ページをお開きください。

目ごとに御説明いたします。

第1項警察管理費第1目公安委員会費は814万3千円でございます。

このうち、中ほどの事業名欄に記載の委員報酬678万円につきましては、公安委員3人の報酬でございます。

その下の公安委員会運営費136万3千円につきましては、公安委員及び事務局職員の旅費など公安委員会の運営に要する経費でございます。

第2目警察本部費は226億4,095万1千円でございます。

次の426ページをお開きください。

中ほどの事業名欄、上から二つ目の警察運営費15億4,979万7千円につきましては、一番右の説明欄に記載のとおり、各団体が実施する事業への補助金、児童手当、警察職員貸与被服調製費。次の427ページの説明欄一番上は、赴任旅費や庁舎の光熱水費等が計上されております警察運営諸費等でございます。

第3目装備費は3億7,469万2千円でございます。

一番右の説明欄に記載のヘリコプター資機材等整備事業費1億1,720万1千円につきましては、ヘリコプターの特別点検等に要する経費でございます。

以下、車両・警察官装備貸与品等維持修繕費、車両等燃料費、装備備品購入費等でございます。

次の428ページをお開きください。

第4目警察施設費は25億7,273万円でございます。

中ほどの事業名欄、上から二つ目の交番・駐在所建設費1億3,492万6千円につきましては、大分南警察署管内の挾間、石城川の2駐在所を統合し新たに交番を設置するため、平成30年度は用地の取得及び設計等を行い、平成31年度に建設を行いたいと考えております。

また、老朽化した佐伯警察署の上浦駐在所、臼杵津久見警察署の野津市駐在所と徳浦駐在所の3か所の建て替えを行うものでございます。

次の429ページを御覧ください。

事業名欄一番上の警察施設改修費2,828万1千円につきましては、臼杵津久見警察署の駐車場の舗装改修工事など経年劣化が著しい警察施設の改修を行うものでございます。

三つ飛ばしまして、交通安全施設維持管理費3億7,444万2千円につきましては、交通信号機等の電気料、回線専用料及び保守管理委託料など交通安全施設の維持管理等に要する経費でございます。

その下の警察庁舎等維持修繕費3,731万8千円につきましては、警察庁舎等の維持修繕に要する経費でございます。

第5目運転免許費は5億8,462万7千円でございます。

一番右の説明欄に記載の認知症等早期発見支援事業費848万3千円につきましては、高齢者の交通事故防止を図るため、運転免許更新時等に認知症等の運転者を早期に発見し、医療機関への受診勧奨等などの確な対応を行えるよう、3名の非常勤職員の保健師を運転免許センターに継続配置するものでございます。

以下、更新時講習業務委託料、次の430ページ、説明欄一番上の処分者講習業務委託料等でございます。

第6目恩給及退職年金費は3,945万9千円でございます。

これは、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族合計41人に対する恩給の支給に要する経費でございます。

432ページをお開きください。

第2項警察活動費第1目警察活動費は12億7,296万円でございます。

このうち、中ほどの事業名欄に記載の一般警察活動費は5億836万5千円でございます。

一番右の説明欄、上から三つ目の子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業費500万円につきましては、安全で安心な暮らしを守るため、自治会や自主防犯団体等が子どもの通学路等に防犯カメラを設置する場合に、1団体50万円を限度にその所要額の2分の1を補助するものでございます。

その下の防犯ボランティア連携強化事業費251万7千円につきましては、防犯ボランティア団体の活動の充実と次世代ボランティアの確保を図るものでございます。

その下の地域防犯力強化育成事業費2,037万5千円につきましては、児童生徒の非行防止やいじめ事案の早期発見・被害拡大防止等の対策の充実を図るため、県内8ブロックの拠点警察署にスクールサポーター8名の継続配置等を行うものでございます。

その下の空き交番・県民安全相談対策事業費6,400万8千円につきましては、空き交番の解消とパトロールの強化を図るため交番相談員20名を、また、警察安全相談への迅速・的確な対応を図るため警察安全相談員8名をそれ

ぞれ継続配置するものでございます。

一つ飛ばしまして、被害者支援事業費722万9千円につきましては、公益社団法人分府被害者支援センターに相談・支援事業及び講演会等の開催事業を委託するものでございます。

次の433ページを御覧ください。

以下、説明欄一番上の電話専用料等通信運搬費、その下の旅費、留置人賄料等でございます。

次に、中ほどの事業名欄に記載の刑事警察費は、2億6,246万2千円でございます。

一番右の説明欄、上から五つ目の捜査支援システム整備事業費6,081万3千円につきましては、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの機器リース料及び回線料等の維持管理に要する経費でございます。

その下の少年非行防止活動推進事業費734万4千円につきましては、少年補導員等の活動等に要する経費でございます。

以下、報償費、捜査、防犯、鑑識等旅費等でございます。

次に、中ほどの事業名欄に記載の交通指導取締費は5億213万3千円でございます。

一番右の説明欄、下から二つ目の110番通信指令システム管理事業費1億4,888万1千円につきましては、現システムのリース料及び次期システムの整備に向けた設計委託料でございます。

次の434ページをお開きください。

説明欄一番上の交通事故抑止強化対策推進費685万9千円につきましては、高齢歩行者への反射材の配布や若年運転者に対する体験型講習等を行うものでございます。

その下の自動車保管場所申請ワンストップサービス推進事業費4,177万8千円につきましては、自動車購入時に必要な行政機関への各種手続をインターネットで行うワンストップサービス・システムの機器リース料及び回線料等の維持管理に要する経費でございます。

その下の違法駐車対策推進事業費4,377万1千円につきましては、放置駐車違反管理シ

ステム機器等の借り上げ並びに放置駐車違反車両の確認及び確認標章の取付けに関する事務の委託等に要する経費でございます。

以下、報償費、旅費等でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は教育委員会の審査の際に一括して行います。

次に、第52号議案大分県迷惑行為防止条例の一部改正について執行部の説明を求めます。

**江熊生活安全部長** 第52号議案大分県迷惑行為防止条例の一部改正について御説明いたします。文教警察委員会説明資料の12ページを御覧ください。

大分県迷惑行為防止条例の目的は、県民や滞在者に対する暴力的不良行為を防止し、その平穏な生活を保持することにあります。

今回、この規定の中で第3条の卑わいな行為の禁止、第10条の嫌がらせ行為の禁止、それに第11条の罰則について一部改正を考えています。

次に改正の背景です。第3条では、下着や裸などの盗撮を規制しています。

近年、スマートフォンの急速な普及や写真機等の小型・高性能化により、子どもや女性を狙った下着等の盗撮が増加し、その内容も悪質・巧妙化しています。

また、第10条では嫌がらせ行為を規制していますが、近年、住民意識の変化やSNS等の普及により、近隣トラブルの増加やSNS等のネットを通じた嫌がらせなどが発生しています。

これら盗撮行為や嫌がらせ行為に対して、現行条例では十分な対応ができていない状況が発生しています。

また、県民意見募集結果においても盗撮に対する規制強化を望む声は多く、また、新たな手段による嫌がらせ行為の規制も必要との声が上がっています。



こうした事案を未然に防止し県民生活の平穩を守るためにも、今回条例の一部改正を行うものです。

改正点を具体的に説明します。裏面の13ページを御覧ください。

まず、上半分の第3条の盗撮関係について御説明します。

盗撮に関しては規制行為と規制場所の改正を予定しています。

まず、左側の規制行為ですが、これまでの規制行為は、下着や裸等ののぞき見と撮影に限定されていました。撮影というのは画像や動画を記録することですので、現行では仮に盗撮目的でカメラをスカートの下に差し込んだり、あるいはトイレなどに隠して設置したりしても、実際に下着や裸等が写ってなければ盗撮として処罰することができませんでした。

しかし、これらの行為は既に盗撮に着手している行為であり、被害者からしても恥ずかしく不安を覚える行為にほかなりません。そこで、改正により、盗撮目的で写真機等を下着や裸に向ける行為や設置する行為を規制するものです。

次に、右側の規制場所についてです。盗撮の規制場所は、現行では、公共の場所又は公共の乗り物あるいは公衆が衣服を脱いだりする場所のみでした。つまり、路上や公園などの公の場所や公衆が利用できる公衆浴場や公衆便所等に限られていました。

しかしながら、こうした場所にあたらぬ会社事務所や学校でも下着等の盗撮事案は発生していますし、住居あるいは会社や学校などの便所や更衣室等でも裸などの盗撮行為は発生しており、現行条例ではこれら場所での盗撮事案に対応できていません。女性や子どもの安全を守るためにも、こうした場にも規制場所を拡大するものです。

次に、資料の下半分の第10条嫌がらせ行為の禁止関係です。

条例ではつきまといや無言電話など8種類の嫌がらせ行為を規制しています。一方、同じ行為をストーカー規制法でも規制していますが、ストーカー規制法は恋愛感情のもつれに起因す

る場合であるのに対し、条例ではそれ以外の理由、例えば、近隣住民や会社、学校でのトラブルなどから行われる場合を規制しています。

このストーカー規制法が一部改正され、新たな規制行為が追加されました。それら行為については恋愛感情のもつれ以外でも多くの相談が警察に寄せられており、今回、条例でも規制行為として整備するものです。

具体的には、第1号の禁止行為に住居等の付近をみだりにうろつく行為を追加します。

また、第5号の無言電話等の手段・方法にSNSを用いたメッセージ送信や相手のブログ等への書き込み行為等を追加します。

また、第8号では、被害者の性的羞恥心を害する画像等を電子メールで送信することやインターネット上に掲載する行為等を明記します。これについては現行でも禁止行為として解釈されていますが、明確にするため規定の文言に盛り込むものです。

最後に資料の右下にあります罰則の関係です。

第10条の嫌がらせ行為について、重大事案への発展を防止するため常習者にはより重い罰則を設けます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**馬場委員** 卑わいな行為のところの写真機を入れるとかいうのは、そういう事案がかなり増えているというのと、いろんな面で規制をとというのは必要だと思うんですけども、つきまとい行為のところ、みだりにうろつく行為というのが加わったということで、その判断基準というのは、さきほど恋愛感情以外のものが対象ということで、近隣住民とか学校でのトラブルだとかいうのが考えられるというお話だったんですけど、例えば届け出たデモとか、それから新聞記者さんとか、そういうのまで範囲が広がるんですか。

**江熊生活安全部長** もちろん、これは特定の個人に対して行われるということを想定しておりますので、委員がおっしゃったような行為は想定はしておりません。例えば、市民活動とか、記者の方が正当な目的で行うものとかについて

はこれには該当しないということでございます。

（「分かりました」と言う者あり）

**藤田委員** 規制場所が今度網かけの部分まで拡大するという事なんですけども、今までだと網かけの場所で仮にそういう行為をしても法的に規制をかけることはできなかつた若しくは警察の事件として取り上げることができなかつたということによろしいんでしょうか。

**江熊生活安全部長** この場所において、例えば住居侵入にあたるのかという場合もございますし、軽犯罪法に触れるという場合もございます。

住居等をのぞき見した者、例えば軽犯罪法は刑罰的にももちろん軽いものではありますけど、同じのぞき見をして盗撮をする行為が他の場所では迷惑防止条例という条例違反となってやや重い罰則があるのに、住居等をそのような形で盗撮しても「ない」ということでございますので。

学校の中でやっていたとかいうのは結構厳しいものがあつたとは思いますが、そのような住居とかの場合につきましても、軽犯罪法とか他の住居侵入とかになるところには刑罰法令を適用できる場所もございました。

今回これを明確にすることによりまして、ここでは駄目でここではいいとかいうこともなくなりますし、公にこのようになりましたとすることで、それを抑止すると言いますか、そのような効果も期待できると思っています。

**藤田委員** 屋上屋を重ねるような法令にはなっていないということによろしいんですか。

いずれにしても取り締まれる現行の法令なり条例なりがない部分に対して若しくは抑止するために、刑罰を強化するという意味で設置をしているとこちらの方で思っていればいかという確認です。

**江熊生活安全部長** それで大体いいと思います。

**元吉委員長** ほかに御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案は原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

これで付託案件の審査を終わります。

以上で予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別にないようですので、これを持ちまして警察本部関係の審査を終わりますが、ここで一言、私からお礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔太刀川警察本部長挨拶〕

**元吉委員長** ありがとうございます。

それでは最後に、この春で御退職される皆さんから一言お願いしたいと思います。

〔江熊生活安全部長挨拶〕

〔渡邊交通部長挨拶〕

〔工藤刑事企画課長挨拶〕

**元吉委員長** それでは、これを持ちまして警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

**元吉委員長** これより、教育委員会関係の審査を行います。

本日は、委員外議員として大友議員、木田議員、小嶋議員、平岩議員に出席いただいております。

それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち教育委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

**工藤教育長** 私の方から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方には、常日頃から教育行政の振興にいろいろと御尽力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

本日の委員会では、議案2件、諸般の報告3件について説明・報告をさせていただきます。

まず、第1号議案の平成30年度大分県一般会計予算の教育委員会関係部分の総括について私から説明申し上げまして、その他の各事項については担当課室長から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案平成30年度大分県一般会計予算のうち教育委員会関係部分についてですが、お手元の教育委員会予算概要をお願いいたします。

予算概要の3ページをお開きください。

平成30年度教育委員会予算でございます。

教育委員会の予算額は、左から2列目、予算額(A)欄の上から3段目にありますように1,166億9,815万9千円です。

これを右から3列目の29年度当初予算額(B)欄と比較しますと、その右の欄にありますように25億7,667万円、率にして2.3%の増となっております。

続きまして、先日の予算特別委員会で説明した事業を除く主要な事業について、教育財務課長より一括して説明させていただきます。

**森崎教育財務課長** 平成30年度教育委員会予算概要の35ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の公立高等学校等奨学金給付事業費3億1,770万8千円です。

この事業は、高校生の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、非課税世帯を対象に返還不要の奨学給付金を支給するものです。

30年度は、通信制以外の公立高校等に通う給付対象者のうち第1子の給付額を、これまでの年額7万5,800円から8万800円に5千円増額することとしています。

40ページをお開きください。

事業名欄上から5番目のICT活用教育推進事業費587万2千円です。

この事業は、子どもたちの思考力・判断力・表現力及び学びに向かう力の向上を図るため、ICTを活用した小・中学生のプレゼンテーションコンテストを実施するとともに、地理的要因に関わらず、多様で専門性の高い教育を提供できるよう、高等学校において遠隔授業の導入研究を行うものです。

55ページをお開きください。

事業名欄一番下のスクールソーシャルワーカー一活用不登校等対策事業費4,554万7千円です。

この事業は、貧困など家庭環境に起因する不

登校等の未然防止・解決に向け、社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な課題を抱える児童生徒を早期に福祉事務所などの関係機関につなぐ体制を充実・強化するものですが、スクールソーシャルワーカーを8名増員、大分市を除きまして、29名から37名にいたします。そして県の計画を1年前倒して全中学校区をカバーできる体制を整備します。

58ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の学校防災教育推進事業費のうち、右端、事業概要欄の一番下のポツ、子どもの命を守る学校防災強化事業費397万8千円です。

この事業は、学校職員全体の防災意識と知識を高め、組織的な防災・減災活動の強化を図るため、東日本大震災や熊本地震等を教訓とした実践的な防災教育を実施するものです。防災教育を中核となって推進する教員を、新たに防災教育コーディネーターと位置付け、防災士資格を取得させることにより学校防災体制を強化します。

65ページをお開きください。

事業名欄一番上の特別支援学校就労支援事業費2,853万5千円です。

この事業は、特別支援学校生徒の一般就労を促進するため、職場開拓や企業とのマッチングを行う就労支援アドバイザーを配置するとともに、企業に特別支援学校の取組や生徒についての理解を深めてもらうため、日頃の学習の成果を発表するワーキングフェアなどを開催するものです。

69ページをお開きください。

事業名欄一番上の高等学校学力向上推進事業費834万7千円です。

この事業は、平成33年度の大学入学者選抜実施要項の見直しを見据え、生徒の学力向上に向けた授業改善を推進するとともに、小・中・高等学校を通じた一体的な指導体制の確立を図るものです。

72ページをお開きください。

事業名欄上から4番目の特別支援教育支援員

活用事業費1, 175万9千円です。

この事業は、県立高校における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある生徒に対する学習活動のサポートや日常生活の介助を行う特別支援教育支援員を6校に配置するものです。

81ページをお開きください。

事業名欄上から2番目の県民読書活動推進費のうち、右端、事業概要欄の1ポツ目、読書だいすき大分っ子育て事業費550万8千円です。

この事業は、子どもの豊かな心の育成と学力向上のため、子ども司書の養成や中学生によるビブリオバトル大会の開催など、自主的に読書に親しむ子どもを育成し、読書量の増加と読書の質の向上を図るものです。

中学生の読書離れが課題となっていることから、モデル校2校への朝読書セットの貸出しによる全校一斉読書の推進や作家の学校訪問など、新たに中学生の読書活動を活性化させる取組を推進します。

最後に91ページをお開きください。

事業名欄下から2番目のおおいたの歴史・文化魅力発信事業費1, 098万9千円です。

この事業は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催期間にあわせ、先哲史料館や埋蔵文化財センターを中心に企画展などを開催することにより、大分の豊かな歴史や文化の魅力を県内外に発信するものです。

以上で、教育委員会の平成30年度大分県一般会計予算についての説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**馬場委員** 35ページの公立高等学校等奨学金給付事業費について、返却不要の7万5, 800円が8万800円にという提案がされたんですが、この給付を受ける生徒さんですね、この事業が始まって何年かになると思うんですけど、今、子どもの貧困率等がかなり上がってきている部分もあります。何人ぐらいがこれを受ける予定なのか、それは今まで増えてきているのか、減ってきているのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

**森崎教育財務課長** 予想で3, 400人ぐらい。パーセントでは14%から15%ぐらいの割合になるかと思います。

さきほど言いましたように、授業料は就学支援金で本来実質無料になっています。それ以外の授業料以外に支給すると、返還不要の給付金という形になります。

**馬場委員** 人数的にはかなり増えてきているんですか。

**森崎教育財務課長** パーセント的には同じくらい、14%から15%という感じですよ。

**森委員** 予算概要100ページの学校保健費の中で、先日の予算特別委員会でも話が出た児童・生徒の歯と口の健康促進事業費についてです。

予算特別委員会では歯切れが悪いというか、最終的に今どういう取組がなされて、また成果指標についてこれからどう見直そうとしているかということについて、ちょっと言葉がはっきりとしていなかった部分があったかと思うんですけども、今の時点で整理ができていれば、その点教えていただきたいと思います。

**井上体育保健課長** 来年度以降の歯と口の健康に関する目標でございますが、県内の全小・中学校の全学年でフッ化物洗口を実施するというのが目標でございます。そういうふうに整理をさせていただきたいと。

その中で、30年度は県内の全小学校、全学年のフッ化物洗口導入計画を確定しまして、31年度には全小学校、全学年でのフッ化物洗口を実施していくというのが小学校の目標であります。あわせて中学校においては、32年までに県内の全中学校、全学年でのフッ化物洗口を実施していくと、そういったことを目標に整理させていただきました。先日は大変失礼いたしました。

**森委員** 成果指標の見直しというか、検討をお願いしますということで、決算特別委員会のときもそういう話が出たと思うんですけど、それについてはどう考えますか。

**井上体育保健課長** これまでは成果指標を全市町村への導入という形でやっておりましたが、来年度以降は、目標を県内の全小・中学校、全

学年のフッ化物洗口を実施するという指標に変えていきたいと考えております。

**森委員** これは学校保健費の中にあるので体育保健課所管になっているかと思うんですが、基本的には小学校、中学校段階、やっぱり現場のお話が主になるかと思うんです。29年度当初予算では、例えば、この学校保健費の中で、今、学校安全・安心支援課に予算が一部移っている部分があるかと思うんですけども、それと同じように、今回、このフッ化物洗口の件に関しては、体育保健課から現場の義務教育課に降ろすとか、予算の組替えをすとか、所管を替えるとかいうことは考えられないのでしょうか。

**井上体育保健課長** 30年度の予算については、予算概要にもありますように、体育保健課でこれまでどおり行っていきたいと思っております。

ただ、いろんな形で義務教育課とも連携をなくちゃ悪い部分もございますので、適宜その辺は連携をしていきたいと思っているところでございます。

**森委員** やはり義務教育課の現場ときちんと連携しながら、ぜひ進めていただきたいと思うのと、今申し上げたように、昨年29年度の予算概要では学校保健費が1億6,700万円、その一部が学校安全・安心支援課に移っているかと思えます。そういった方向も含めて議論をお願いしたいと思います。

**藤田委員** 国民文化祭に関することです。例えば91ページ、先哲史料館や埋蔵文化財センター、それから歴史博物館も含めてなんですけども、国民文化祭にあわせた特別の展示会なり、イベントなりというものの予算がこの中に含まれているのかどうかをお伺いします。

**佐藤文化課長** 91ページのおおいたの歴史・文化魅力発信事業費は、今お話がありましたように、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催にあわせて、先哲史料館において福沢諭吉をはじめとする近代化に活躍した大分ゆかりの先哲についての企画展、それから埋蔵文化財センターにおける大友宗麟について、茶道をはじめとする雅の世界を展示する企画展を開催し、大分の歴史、文化の魅力を発信していきたいと

考えております。

あわせて、高校生茶道部による野点だったり、若年層を呼び込むイベント等も同時開催しながら、歴史好きだけでなくより多くの方々に御覧になっていただけるような仕掛けをしていきたいということで予算組みをさせていただいております。

あわせて歴史博物館は、この事業とは別に95ページ、右下の特別展開催事業費として福沢諭吉を紹介する特別展の予算を出させていただいております。

先哲史料館と歴史博物館で連携して、福沢諭吉を中心として新しい時代をもたらした先哲たちを多角的に紹介していきたいと考えております。

**藤田委員** 今年が国民文化祭で、来年がラグビーワールドカップで、海外、特に欧米、オセアニアからの誘客を促進しようという企画があって、県内での回遊性、周遊も求めていく中で、文化施設でありながらも海外の皆さんにも大分あるいは日本の歴史文化を知っていただく貴重な施設だと思えますね。それに向けての施設整備というのも今年度予算にもしかして入っているのかどうかというのをもう一度確認したいと思います。

**佐藤文化課長** 施設整備ということには直接はなりませんが、いろいろなキャプションとかの英語表記だったり、そういうものにつきましてはこの予算建てとは違って、それぞれの中で準備を進めていきたいと考えているところです。

**藤田委員** ぜひ続けて、連動して効果的に整備ができるようによろしく願いいたします。

**馬場委員** さきほど森委員から出たんですけど、フッ化物洗口を推進する上で、25年の12月に大分県の歯と口腔の健康づくり推進条例ができました。その逐条解説の中にそれぞれ進める上での留意点等も含まれております。

例えば、実施する場合には、幼児、児童の個々の体質を考慮する必要があることから、本人や保護者に対して具体的な方法、期待される効果、安全性及び懸念される事項について十分に説明し同意を得て行うことということもあ

すので、その辺十分留意してほしいなと思います。

**元吉委員長** 要望でいいですか。（「はい」と言う者ものあり）

**平岩委員外議員** 予算全般に関わってくることになると思うんですけども、働き方改革について、タイムレコーダーの導入とか、業務をサポートしてくれる人を入れるとか、部活動の外部指導の導入とか、そういうところに力を入れていただいていますので、ぜひ、どのくらい長時間労働をしているのかというのを明らかにして、それを少しでも改善できるようにやっていただきたいと思います。

これは2日前に聞いたお話なんですけれども、昨年、県南の方で50代で亡くなった中学校教員の子どもさんがお母さんに、「お父さんが死んでも私の生活は何も変わらない。だって、お父さんは私が寝てから帰ってきていたし、土曜日も日曜日も家にいなかったから」と。これが中学校の部活動の大なり小なりの実態なのかなと私はすごく重く受け止めたんですね。

それは最悪の状態ですけれども、そういうことが起きないように。子どもの目の前から教員が死ぬ、親がいなくなるということは子どもに大きな傷を負わせることにもなりますので、ぜひこの働き方改革は教育長主導の下、何とか改善していただきたいと思います。切に願って意見として言わせていただきました。

**小嶋委員外議員** 40ページの高等学校費でICT活用教育推進事業がありますね。これは特別で新規ですが、一番下の事業内容の遠隔授業導入研究事業費はどのような内容を想定されているのかだけお聞かせください。

**森崎教育財務課長** 遠隔交流授業ですね。例えば三重総合高校と大分商業高校でやったりとか、あるいは小・中学校でも山の小・中学校と海の小・中学校でやったりとか、あるいは海外の姉妹校でやったりとか、今もやっています。

今回想定しているのは、久住校と三重総合高校の本校、そこで機器を買って、例えば三重総合高校の本校で大学の先生が講演をすると、それを久住校でも聞けるようにと、そのようなも

のを例としては考えております。（「分かりました」と言う者あり）

**木田委員外議員** 読書量についてお尋ねします。

読書で700万円の事業が入っていると思うんですが、スマホとかの関係で読書量が減っているんじゃないかという話を今回議会でしようと思ったら、ある文献でスマホの利用と読書量は関係ないと主張されている学者がいらっしまったので今回言わなかったんですけども。

現状、子どもさんの読書量というのが以前と比べてどの程度のものなのか、実際どの程度の読書量なのか、小学校でも中学校でも高校でもいいですが、分かっているものがあれば教えていただきたいと思います。

**阿南社会教育課長** 本を読まない中学生のデータでよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

1か月に1冊も本を読まない生徒の割合なんですけれども、大分県では平成28年度が21.2%で2割ほどになっております。29年度は速報なんですけども15.9%となっております。1か月に1冊も本を読まない生徒の割合は、大体2割前後ということになります。

**木田委員外議員** その量は20年前とか30年前と比べて多いのか少なくなっているのか、そこだけ教えてください。

**阿南社会教育課長** 中学生においては、28年度までは1か月に1冊も本を読まない生徒の割合は少しずつ増えてきておりました。

そこで、県としましては、ビブリオバトル大会とか、本に興味を持ったり読書習慣が付くような施策を打って、29年度は少し減ったという状況があります。

**木田委員外議員** 昔は5割ぐらいだったとか、どうなんですかね。その辺は分からないですかね。

**阿南社会教育課長** すみません。後でデータをお持ちします。26年度は17.8%、27年度は17.3%、28年度は21.2%、29年度は15.9%という状況になっております。（「ありがとうございました」と言う者あり）

**元吉委員長** ほかに御質疑等もないので、これ

よりさきほど審査しました警察本部関係部分とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案平成30年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担について、執行部の説明を求めます。

**山上屋内スポーツ施設建設推進室長** 議案書の345ページをお開きください。

第51号議案平成30年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合について御説明します。

これは、県立スポーツ施設建設事業に係る経費の大分市の負担割合について、地方財政法第27条第2項の規定に基づき市へ意見を求め、承諾する回答をいただいたので今回提案するものでございます。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 御異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、次第の①と②の報告をまとめてお願いします。

**姫野高校教育課長** 大分県と香川県の新共同運航実習船の船名等について御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。

大分県立海洋科学高等学校と香川県立多度津高等学校の実習船共同運航について、平成31

年4月の運航開始を目指し、現在、新実習船の建造を進めているところです。については、同船の船名等が決定しましたので御報告します。

船名の翔洋丸は、本県の海洋科学高校3年生の考案によるもので、両県の水産系高校生が新実習船という翼を得て、広い海へ輝かしい未来へと羽ばたく姿を表現しています。

そのほか、煙突カバーや船の横面に描かれるファンネルマークやラインのワンポイントデザインは、香川県の高校生の作品が選ばれました。

ファンネルマークは大分県の大と香川県のKを組み合わせたもの、ワンポイントデザインは青い波をシンプルな三本線で表したものとなっています。

資料の2ページはこれらを示した外観図となっております。

これらの作品はホームページ等を介した公募により募集され、大学教授等の学識経験者を含む選定委員会を経て両県の知事に決裁をいただきました。

続きまして、3ページを御覧ください。

大分県立高等学校推薦入学者選抜の見直しについてでございます。

1 概要ですが、高校の授業や教育活動に主体的に取り組む生徒を増やすため、大分県立高等学校入学者選抜の推薦入試Bにおける募集人員を、普通科、専門学科ともに現行から増やし、20%以内とするものです。

2 現行は、普通科は10%以内、専門学科は15%以内で、学校ごとに定めるものとしており、平成11年度入試から現行の割合で実施しております。

3 見直しの背景としては、まず、高大接続改革においても、従来の筆記試験のほか、面接、集団討論など、生徒の能力・適性を多面的・総合的に評価する選抜方法への検討が進められていること、また、推薦枠を広げてほしいという校長からの要望が多い点をあげております。

4 変更案ですが、平成31年度入学者選抜、つまり今度の選抜から見直しを図っていきいたいというものです。推薦Bの募集人員について、枠内にありますように、普通科・専門学科入学

定員の20%以内で、学校ごとに定めるとするものです。

下に、変更後の募集人員について例をあげておりますが、例えば、A校、普通科で入学定員が40人の場合、変更前の4人から変更後は8人となります。また、B校、専門学科で入学定員が160人の場合、変更前の24人から変更後は32人ということになります。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

**馬場委員** 県立高校推薦入学者選抜の見直しについてです。今の推薦入試のBの実施内容はどのようになっているのかなというところで、それを20%にするということで、変える一番大きな理由は何なのかをもう一度よろしいでしょうか。

**姫野高校教育課長** 現在の入学者選抜の実施内容につきましては、中学校3年間の学習成果を記録している調査書、それから選抜といたしましては、さらに小論文、面接と、それを合わせて総合的に評価するものでございます。

そういったところで、中学校における活動のいろんな部分で、筆記試験、学科試験二つ合わせて、その子の能力、適性を多面的、総合的に評価することで主体的な学びを高等学校の方でも増やしていきたいということが改正の趣旨でございます。

**馬場委員** そうすると、来年のそれぞれ普通科、専門科は大体20%になるということですか。まだ来年のことは分からないでしょうか。

**姫野高校教育課長** それは、それぞれ学校の特色、それから、こういった子どもを育てていきたいのかという3年の計画、そういったところで決めていくものということで、一律20%にはならないと考えております。

**馬場委員** 今でも一律ではないと思うんですけども、それぞれ学校で違いますか。

**姫野高校教育課長** 例えば今、普通科は10%以内ということでございますが、大分上野丘、大分豊府高校は6%だったり、――は10%だったりということで、各学校によってそれぞれ数値は違っております。

**馬場委員** これを導入することによる課題はないですか。スムーズにこのまま何も問題なく入れそうですか。

**姫野高校教育課長** 実施においては、この方向でより主体的な子どもたちを増やしていきたいということでございます。

課題というのは、今後、中学校と連携をさらに深めて、そして、中学校でも今、主体的、対話的で深い学びを進めておりますが、そういった学びの中でいろんな活動をする子どもを増やしていったら、それを高校につなげていき、その子が高校でリーダーシップを取って、そういった学びを広げていくということが今後の課題と考えております。

**小嶋委員外議員** 背景で、大変失礼な言い方かもしれませんが、ここに書かれている上の3行は、どうも先生方に申し上げるのは恐縮ですけど、私の知識が低いかもしれませんが、主語がないような気がするんです。

それは置いておいても、高大接続改革において従来は筆記試験をやっていますけど、20%にするには、面接はしているし、小論文も書いているのかもしれませんが、集団討論とかプレゼンテーションなどの能力を、多面的、総合的に評価する選抜方法に見直すと、ちょっと意味がよく分からないんですけど。選抜試験は集団討論やプレゼンテーションなどをやるんでしょうか。

それからもう一つ、3の背景の二つ目に書いている推薦枠を広げてほしいという校長は、高校ですか、中学校ですか。

**姫野高校教育課長** 1点目ですが、さきほどもありました選抜の方法につきましては、今と同様に考えております。中学校3年間の調査書、それから小論文、面接ということで、今後、集団討論、プレゼンテーションなどについては研究というか、まだその導入は現在のところ考えておりません。

2点目でございますが、校長の要望というのは高等学校の校長でございます。

**小嶋委員外議員** 1点目の背景がちょっと分からない。私はめっちゃくちゃ反対しているとかい



うことではないんですけど、背景という意味では、ここに書かれていることは意味があるのかなと思うんですが、背景になりますかね。書かれている内容からすると背景にはならないんじゃないかと思うんですけど。

**工藤教育長** ちょっと言葉足らずで申し訳ないんですけども、今、高大接続改革で多様な能力を強化して大学に入れていこうという整理になっています。単に筆記試験で知識とか、そういう面だけがあるということではなくて、いろんな能力を持った子をできるだけ入れていこうと。その同じ流れが高校の中にも入ってきていると。

中学校から高校に上がるときにも、学力だけではなくて、いろんな能力を持っている子が欲しいということが一つの大きな判断ですし、また、32年からいろいろ大学入試が変わってきますけれども、こういったところに視点がかなり移ってくるのではないかなと見ています。それが一つ大きな背景ということです。

それと、いろいろ見ますと、全国では大体平均で30%ぐらいいっているんです。一気に上げてというのと逆に混乱しても悪いので、我々としては、一段上げたところで多様な能力を中学校から持ってきてきたいということが大きな背景であります。

**小嶋委員外議員** 教育長からも説明いただいたのでこれ以上は申し上げませんが、何か20%にすることによって、面接、集団討論、プレゼンテーションなどの能力が高まるというふうには直接考えにくいんですけど。その辺は私が事情を詳しく知らないからかもしれないのでそれはそれで今日は伺っておきます。

**平岩委員外議員** 関連して。推薦ですので、スポーツ推薦もこの中に含まれると捉えていいんですか。（「はい」と言う者あり）

これも要望になるかもしれませんが、私立も県立も受けて推薦で入る子どもたちがいますよね。割と早く決まりますよね。

高校の入学式は、私立が4月1日、ほかのところは8、9、10日ぐらいでいくんですけど、その間に高校側から、県立もあるんですけど、

部活動に来ないかという声がよくかかるんだそうですね。それは早くにその子を鍛えたいという思いがあるんだと思うんですけど、中学校側にしてみると、中学校は卒業させました、高校にはまだ入っていませんと。そのときにもしも事故があったら誰がどう責任を取るんだというのは校長たち、結構この部分で非常に悩ましいところがありますので、これは実態を調べて。

子どもは部活の顧問なんかから声がかかったら断れないですよ。ちょっと私心配をしていますので、そこをまた調査してください。

**元吉委員長** ほかに御質疑等もないので、次第の③の報告をお願いします。

**井上体育保健課長** 資料の4ページを御覧ください。

平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果及び平成29年度大分県児童生徒の体力・運動能力等調査結果について御説明します。

まず、体力調査について全国の調査結果から御説明します。

上段の資料1を御覧ください。

この調査は、全国の小学校5年生、中学校2年生を対象に平成20年度から実施しております。

体力合計点の全国順位の推移ですが、一番右に太線で囲んでありますように、平成29年度は小学校5年の男子が全国5位と順位を上げ、過去最高となりました。その他は、小学校5年生の女子が全国7位、中学校2年男子が全国8位、中学校2年女子が全国15位と、昨年と同様の結果でした。

次に、下段の資料2を御覧ください。

県の調査結果について御説明します。

この調査は、小学校1年から高校3年まで全員を対象としております。

これは、昨年度と今年度の本県の児童生徒の体力・運動能力の平均を比較したもので、網かけの部分が昨年度を上回った項目です。192項目中136項目で向上しています。

中でも、高等学校は15歳、16歳男子が全ての項目において昨年度を上回っています。

体力と運動の実施時間には相関関係がありま

すが、本県が取り組んでいる「一校一実践」等により、運動の実施時間が増えたことが体力の向上につながっていると捉えています。

引き続き、本県の児童生徒の体格について御報告いたします。

資料の5ページを御覧ください。

このグラフは、本県の5歳から17歳までの肥満傾向児出現率について、全国平均値と比較したものです。

本年度は、7歳児と10歳児を除いて全国平均を上回っております。

肥満の予防に向けて、本年度から食習慣や生活習慣の改善、運動習慣の定着を図るスクールヘルスアップ事業に取り組んでいます。

事業推進校での簡単朝ごはん料理教室などの取組により朝食をきちんと食べる児童生徒が増加した、生徒会主催の定期的なスポレク大会などの取組により体を動かすことが好きな児童生徒が増加したなど、食習慣や運動習慣に対する意識の変化が見られ、好事例の創出につながりました。今後は、この好事例を全県的に周知し、取組を推奨してまいります。

**元吉委員長** 以上で説明は終わりました。

質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で予定の案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

**姫野高校教育課長** 資料を配らせていただいて、報告を一点だけさせていただきます。

公立全日制高等学校における中途退学者の状況等について御説明いたします。

1の①のように、公立全日制高等学校における中途退学者数はここ数年減少傾向にあります。

主な退学理由には、学業不振の他、学校生活への不適応や家庭事情によるものがあります。

②のように、県が進める「あったかハート1・2・3」等の不登校傾向の早期発見・未然防止の取組や不登校対策委員会等を活用した不登校生徒の情報の共有化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部機関と

連携した組織的な支援が功を奏していると考えられます。

また、③のように、中途退学する生徒の中には別の高校への入学を希望する生徒もおり、昨年度は145名の退学者のうち29名が希望していました。その生徒たちの主な希望校が県立爽風館高等学校です。

爽風館高校に入学する場合、高校1年次での中途退学者は、高校の単位を修得していないため再度高校入試を受験して新入学となりますが、2・3年次の中途退学者については、1年次若しくは2年次の単位を習得しているため転編入学試験を受験することになります。

2の爽風館高校の状況の表のように、定時制・通信制とも、新入生の半数程度が中学校での欠席が90日以上であり、ただし爽風館高校の卒業割合は、それぞれ49%、45%となっております。

転編入した生徒については、約7割の生徒が卒業を迎えることができています。

3の今後の課題として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関との連携を一層推進したチーム学校による組織的な支援及び高校選択のミスマッチを防ぐための中学校の生徒・保護者への積極的な情報提供や中高のさらなる連携の強化があげられます。

**元吉委員長** 以上、説明いただきましたが、何か質疑等がありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** それでは何かほかにありますか。

**阿部委員** 私もいよいよこの委員会を去らなきゃならないので、疑問というか、ちょっとひっかかっている部分があるので教えていただきたいと思います。

私は大分市ですから、大分市だけを軸にして見れば、例えば義務教育の世界で、子どもたちは大分県民全て等しく同等だと思うんですけども、学校によって、例えば最近そこにできた碩田学園ですね、視察に行ってみてすごく素晴らしいというか、例えば教室の中に畳があって子どもたちが座って少し落ち着いた雰囲気もできるとか、こういうことを取り組みながらこうい

う情緒的な部分もやっていますとか、校長からそういう説明もいただいたんですよね。それはそれでいいんですが、すぐ隣に津留小学校だとか舞鶴小学校があるんですよ。そうすると、あれだけいい施設、いろんな意味で教材等々もそろっていると思うんですよね。そうすると隣の子どもたち、父兄から見れば、碩田学園の方に子どもは入れた方がいいじゃないかと。例えば、その校区の中にじいさん、ばあさんがおれば、わざわざそこに移して入れている子どももあるというふうにも聞いているんですよね。こういう事柄が果たしてあっていいのかなと。これは大分市教育委員会が予算を投入してやったからこれだけできたんですよと、それはそれでいいかもしれませんが、もう少し県教育委員会として大分県全体を見通して。余りにも環境に格差があったとき果たしてそれでいいのかなと、私はそれをずっと疑問に思ってきたんですよね。

高校にしてもそうじゃないかなと。今回定員割れだとかいうことでずっと報道されますが、例えば高校で定員割れをした学校、大分市以外の人口がどんどん減っているところの高校なんかは、例えば校長だとか教頭に行く人、そこに転勤する人は、この定員割れを何とか防がなきゃとかそういう意識で赴任していくんじゃないかなと。教育委員会の上の立場になった人は上野丘の校長だとか舞鶴の校長だとかね。私はむしろ、そういうような立派な人なら定員割れした学校に行って、これからどんどんそれを何とか改革していくんだという意欲を持って行っていただくような、逆にそういう人こそ、そちらの方に行っていただくべきじゃないかなとずっと思ってきたんですよね。

そういう思いで1年間ずっとやらせていただいたんです。碩田学園と他の学校を見比べたときに、果たしてこの格差はこれでいいのかなと、市町村だからそのままいくら投入してもいいというんじゃないかと、ある程度のバランスというのは教育委員会が指導すべきじゃないかなと。

それと大分、別府以外と言ってもいいんじゃないかな、そこにある学校のそういう体制をこれからどう持っていけばしっかりしたものがで

きるのか、そのところをちょっとお聞かせ願いたい。言える範囲で結構です。

**能見教育改革・企画課長** まず、義務教育段階につきましては、やはり設置者は御案内のとおりですけれども、市町村教育委員会ということで、県としてできることについてはやはり限界があるのは事実かと思えます。

その上で、教育内容面では、教育事務所がしっかりと県教委、それから市町村教委、学校現場をつないでおりますので、その機能をいかに高めていくかというのが非常に重要かと思っております。それは大分市、別府市——もそうではありますけれども、例えば、姫島村につきましては、村教委に指導主事がおりませんので、そこをケアすべく別府教育事務所が回数を重ねて学校訪問に行っております。

そういったことで、御指摘のとおり、市町村によって教育環境格差はあるのが実態だと思いますので、そこを補うための市町村連携と言いますか、県としての役割は、特に指導面で補っていく必要があろうかなと思っております。

また、要素としては施設面、それから人事面、様々ございますので、それぞれの分野において、そういった格差を助長しないような意識というのが必要かと思っております。

**姫野高校教育課長** 高等学校におきましても、今御承知のとおり、大分市内、それから地域、それぞれの学校がきちんと各管理職が生徒のために、きちっと出すように引き続きやっていきたいと考えておるところでございます。

教育人事課と私と年3回校長の目標管理面談をして、それらの学校全てに目標達成、全て学校が組織的に一体となって子どもたちのために当たるよとということの面談、そして私も年2回学校を回って学校の状況を見ながら、それは地域、大分市内に限らず全ての学校で進めてまいりたいと考えます。

**阿部委員** 私の思いを述べさせていただいただけだと御理解いただいても結構なんですけど、例えば、こういうことに対してこれ以上は突っ込めないよ、これが限度だよということを考えてしまうとそこで終わりにになってしまうので、や

はりそういうことであってもどうしたらいいか  
ということは常に考えていただきたいと思っ  
ておりますし、これは高校でも同じだと思  
います。

私は大分市が活動拠点ですから、そのと  
ころが余りにも目に付き過ぎるという感  
じもいたしておりますので、皆さんにど  
う思っていますかなんてそんなことは聞  
きませんが、そのところを私の思いの一  
端も述べさせていただいたと御理解い  
ただければ結構です。よろしくお願  
いします。

**元吉委員長** 最後の一つ。一般質問で  
色覚の問題を質問させていただきまし  
て、委員会の委員長でありながらど  
うかなとは思ったんですけど、ぜひこ  
れは体育保健課、あるいは義務教育課  
に関わるかなと思うんですけど、大分  
県下余りにもひどいというか、ほとん  
どの子どもたち、あるいは保護者に対  
しての啓発ができていないなと思っ  
ております。

ちょっと時間が足らなかったので余り  
深く質問できませんでしたが、大きな  
課題として今後取り上げていきたい  
と思っておりますので、ぜひ体育保健  
課、義務教育課でも何らかのモー  
ションを起こしていただきたいと思っ  
ております。

考えますと、当事者が声を出さないと  
表に出てこないというぐらい日頃の生  
活に何ら関係がないと、支障がないと  
いうのが実態でございますけれども、  
本当にこの問題はぜひきちんと捉ま  
えていただいて、そういった子ども  
たちが、あるいは保護者が早くそれ  
を理解して、また子どもたちの将来  
に向けていくという方向をぜひ創り  
出していただきたいと切にお願い申  
し上げます。よろしくお願いいたし  
ます。

それでは、ほかにないので、これを  
もちまして教育委員会関係の審査を  
終わりますが、ここで一言私からお  
礼を申し上げます。

〔元吉委員長挨拶〕

〔工藤教育長挨拶〕

**元吉委員長** ありがとうございました。

それでは最後に、この春で御退職さ  
れる皆さんから一言お願ひしたいと思  
います。

〔岩武教育次長挨拶〕

〔木津教育次長挨拶〕

〔能見教育改革・企画課長挨拶〕

**元吉委員長** それでは、これをもちま  
して教育委員会関係の審査を終わ  
ります。

執行部はお疲れさまでした。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

**元吉委員長** このメンバーでの委員  
会はこれで最後になりますが、この  
際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 別にないようです  
ので一言御挨拶申し上げます。

委員会の審査にあたりましては、吉  
富副委員長をはじめ、みなさんの御  
協力をいただき、また、熱心に審  
査いただきましてありがとうございました。  
おかげさまで円滑に委員会を運営  
することができました。御協力、感  
謝申し上げます。この一年間、本  
当にありがとうございました。

これをもちまして文教警察委員会  
を終わります。